

単位及び卒業認定基準

第1節 単位の認定

1. 単位の認定は、単位認定判定会議で審議の上、学校長がこれを行う。
2. 次の各項を全て充足している場合は単位を認めるものとする。
 - (1) 本校各学年の所定の教育課程を履修し、その単位を全て修得していること。
 - (2) 平素の性行において単位修得させるにふさわしいこと。
 - (3) 定められた期日までに校納金を完納していること。
2. 前項のいずれかを欠く場合は、単位認定判定会議で審議の上、単位不認定の科目は再履修の対象とする。
3. 看護学科、理学療法士養成学科の単位認定は、単位認定判定会議で審議の上、学校長が単位の認定を行う。単位不認定の科目は再履修の対象とする。

第2節 卒業の認定

1. 卒業の認定は、卒業認定判定会議で審議の上、学校長がこれを行う。
2. 次の各項を全て充足している場合は卒業を認めるものとする。
 - (1) 本校各学年の所定の教育課程を履修し、その単位を全て修得していること。
 - (2) 平素の性行において卒業させるにふさわしいこと。
 - (3) 定められた期日までに校納金を完納していること。
3. 前項のいずれかを欠く場合は、卒業認定判定会議で審議の上、卒業延期等の措置を決めるものとする。

単位及び卒業認定基準は、教務内規による。